

## 浜中町空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住しておらず、又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する町内の専用住宅、併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上あるものに限る。）をいう。ただし、次にあげる住宅を除く。
  - ア 売買又は賃貸借することが適さない住宅
  - イ 主として不動産業を営む者が所有する住宅
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権、賃借権又は売却を行うことができる権利を有する者
- (3) 空き家バンク 空き家または空き家となる予定の情報を登録し、本町での定住を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

### (空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家の登録を受けようとする所有者等は、浜中町空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の登録申込書の提出があったときは、その内容等を確認し適切であると認められるときは、空き家バンクに登録し、浜中町空き家バンク登録完了（不可）通知書（別記様式第2号）により所有者等に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものについて、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

### (登録事項の変更)

第5条 所有者等は、前条第2項の規定による登録した事項に変更があったときは、遅滞なく、浜中町空き家情報登録事項変更届出書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

### (登録の抹消)

第6条 所有者等は次の各号のいずれかに該当するときは浜中町空き家バンク登録抹消届出書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 所有者等が登録の抹消を希望したとき。
- (3) 登録した空き家等の売買、又は賃貸の契約が成立したとき。
- (4) 空き家予定として登録後3か月経過しても空き家とならなかったとき。

- (5) その他町長が適当でないとき。
- 2 町長は前項に規定するもののほか、登録から2年を経過したときは、空き家バンクから登録情報を抹消するとともに、浜中町空き家バンク登録抹消通知書（別記様式第5号）を当該所有者等に通知するものとする。
- 3 登録から2年を経過したことにより登録を抹消された空き家については、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録をすることができる。
- （利用希望者の要件）

第7条 空き家バンクを利用し、空き家の紹介を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家に居住し、又は定期的に滞在して、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域の行事、活動への積極的な参加等を行うことにより、地域住民と協調して生活できると認められる者
- (2) その他町長が適当であると認められる者
- （空き家利用の申込み等）

第8条 空き家バンクに登録されている空き家の利用希望者は、浜中町空き家バンク利用登録申込書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認し、当該利用希望者が前条の要件を満たす者であると認めるときは、空き家バンク利用者に登録し、浜中町空き家バンク利用登録完了（不可）通知書（別記様式第7号）により当該利用希望者に通知するものとする。
- 3 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わないものとする。
- (1) 宅地建物取引業者
- (2) 空き家の転売及び転貸を目的とする者であるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める店舗及び事務所として利用しようとする者であるとき。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者であるとき。
- (6) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体であるとき。
- (7) その他町長が不相当と認めるとき。

4 町長は、必要に応じ、第2項の規定により通知を受けた利用希望者に物件の情報を提供するものとする。

（利用希望者に係る登録事項の変更の届出）

第9条 利用希望者は、前条による登録事項に変更があったときは、遅滞なく、浜中町空き家バンク利用登録変更届出書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（利用希望者の登録の抹消等）

第10条 利用希望者は、当該登録を抹消しようとするときは、浜中町空き家バンク利用登録抹消願（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定するもののほか、利用希望者が第8条第3項に該当するとき又は登録から2年を経過したときは、空き家バンクから登録情報を抹消するとともに、浜中

町空き家バンク利用登録抹消通知書（別記様式第10号）を当該所有者等に通知するものとする。

3 登録から2年を経過したことにより登録を抹消された利用希望者は、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録をすることができる。

（交渉の申込み等）

第11条 空き家バンクの情報提供に基づき、空き家の利用に係る交渉を希望する利用希望者は、浜中町空き家バンク交渉申込書（別記様式第11号）により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合において、希望する空き家の所有者等へ、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた所有者等は、交渉の可否について、遅滞なく当該利用希望者へ回答するとともに、町長にも当該回答内容を報告しなければならない。

4 前項において、交渉すると回答した所有者等は、当該利用希望者と交渉を行った結果を、遅滞なく町長に報告しなければならない。

5 前項において、物件に関する売買契約又は賃貸契約が成立した場合、利用希望者は、成約報告書（別記様式第12号）及び当該契約の契約書写しを速やかに町長に提出しなければならない。

（情報の提供）

第12条 町長は、必要に応じて空き家バンクに登録された情報（所有者等の個人情報を除く空き家情報に限る。）をインターネットや広報紙等を通じて広く提供するものとする。

（個人情報の保護）

第13条 町長は、空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについて、浜中町個人情報保護条例（平成17年浜中町条例第22号）の趣旨に基づき、適切に管理するとともに、情報利用者等への提供のほか、本事業の目的以外に利用しない。

（所有者等と利用希望者の交渉等）

第14条 町は、所有者等と利用希望者間で行う、物件に関する売買又は賃貸の媒介をする行為には、関与しないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

## 浜中町空き家バンク登録申込書

年 月 日

浜中町長 様

所有物件の種類	<input type="checkbox"/> 建物と宅地 <input type="checkbox"/> 建物のみ	
空き家の所在地	浜中町	
空き家の状況	現在の状況	空き家・空き家となる予定 ※予定は、3ヶ月以内のものに限る
	家屋の構造	造      階建
	敷地面積	m <sup>2</sup> （      坪）
	延床面積	m <sup>2</sup> （      坪）
	間取り	DK・LDK
	建築時期	年      月
	水道	水道    ・井戸水    ・その他
	風呂	灯油    ・電気    ・ガス    ・その他
	トイレ	水洗    ・汲み取り／和式・洋式
	駐車場	有（      台）    ・無
	家庭菜園	有      m <sup>2</sup> （      坪）    ・無
	倉庫	有      m <sup>2</sup> （      坪）    ・無
	その他	
所有者の意向	<input type="checkbox"/> 賃貸希望    希望賃料                      円／月	
	<input type="checkbox"/> 売却希望    希望価格                      万円	
相手方に対する要望 事項等		

この空き家情報について、町で実施する詳細調査及び写真撮影並びに広く一般に情報公開することに同意します。また、実際に交渉・契約を行うことになった場合は、町は一切関与しないことに承諾します。

住 所

氏 名

⑩

電 話

E-mail

※申込に関する個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

【裏面にできるだけ空き家の敷地及び間取り図を書いてください。】

(裏 面)

敷地及び建物の間取り図

別記様式第2号（第4条関係）

浜中町空き家バンク登録完了（不可）通知書

年 月 日

様

浜中町長

印

年 月 日付で申し込みのあった空き家情報については、下記のとおり処理しましたので、浜中町空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

以下のとおり登録を完了しました。

登録番号 \_\_\_\_\_ 号

登録日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

有効期限： \_\_\_\_\_ 年 月 日（登録日から2年間）

以下のとおり登録を不可としました。

不可とした理由	
---------	--

別記様式第3号（第5条関係）

浜中町空き家バンク登録事項変更届出書

年 月 日

浜中町長 様

登録番号第 号の空き家情報の内容については、下記のとおり変更したので、浜中町空き家バンク実施要綱第5条の規定により届出します。

所有物件の種類	<input type="checkbox"/> 建物と宅地 <input type="checkbox"/> 建物のみ	
空き家の所在地	浜中町	
空き家の状況	現在の状況	空き家・空き家となる予定 ※予定は、3ヶ月以内のものに限る
	家屋の構造	造      階建
	敷地面積	m <sup>2</sup> (      坪)
	延床面積	m <sup>2</sup> (      坪)
	間取り	DK・LDK
	建築時期	年      月
	水道	水道 ・ 井戸水 ・ その他
	風呂	灯油 ・ 電気 ・ ガス ・ その他
	トイレ	水洗 ・ 汲み取り / 和式・洋式
	駐車場	有 (      台) ・ 無
	家庭菜園	有      m <sup>2</sup> (      坪) ・ 無
	倉庫	有      m <sup>2</sup> (      坪) ・ 無
	その他	
所有者の意向	<input type="checkbox"/> 賃貸希望      希望賃料      円/月	
	<input type="checkbox"/> 売却希望      希望価格      万円	
相手方に対する要望事項等		

この空き家情報について、広く一般に情報公開することに同意します。また、実際に交渉・契約を行うことになった場合は、町は一切関与しないことに承諾します。

住 所

氏 名

Ⓜ

電 話

E-mail

※申込に関する個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

別記様式第4号（第6条関係）

浜中町空き家バンク登録抹消届出書

年 月 日

浜中町長 様

氏 名 印

登録番号第 号の空き家情報の内容については、下記の理由により抹消したいので、浜中町空き家バンク実施要綱第6条第1項の規定により届出します。

登録抹消の理由	
---------	--

別記様式第5号（第6条関係）

浜中町空き家バンク登録抹消通知書

年 月 日

様

浜中町長

印

登録番号第 号の空き家情報の内容については、下記の理由により抹消したので、  
浜中町空き家バンク実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

登録抹消の理由	
---------	--

## 浜中町空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

浜中町長 様

申込者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話 ( ) - \_\_\_\_\_

浜中町空き家バンクにより、次のとおり空き家を利用したいので申し込みます。なお、本事業により得た情報は、浜中町空き家バンク実施要綱の規定に沿って私自身が利用し、他の目的には一切利用しません。また、申込書の内容の一部又は全部を所有者等の求めに応じて提供することを承諾します。

移住希望の理由	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> セカンドハウス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 就業（漁業・農業・林業・その他）			
希望する空き家	空き家番号（ ）			
居住予定の家族構成	氏 名	続柄	年齢	職 業
希望する条件	<input type="checkbox"/> 賃貸希望 希望賃料 _____ 円/月 <input type="checkbox"/> 購入希望 希望価格 _____ 万円			
	希望する地域	霧多布・茶内・浜中・その他・特になし		
	間取り	DK・LDK		
	駐車場	有（      台）・ 無		
	家庭菜園	有（      m <sup>2</sup> ）・ 無		
	その他			
	その他特記事項			

※浜中町は、契約等に一切関与しません。

※申込に関する個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

別記様式第7号（第8条関係）

浜中町空き家バンク利用登録完了（不可）通知書

年 月 日

様

浜中町長

印

年 月 日付で申し込みのあった浜中町空き家バンク利用登録申込みについては、下記のとおり処理しましたので、浜中町空き家バンク実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

以下のとおり登録を完了しました。

登録番号 \_\_\_\_\_ 号

登録日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

有効期限： \_\_\_\_\_ 年 月 日（登録日から2年間）

以下のとおり登録を不可としました。

不可とした理由	
---------	--

別記様式第8号（第9条関係）

浜中町空き家バンク利用登録事項変更届出書

年 月 日

浜中町長 様

申込者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話 ( ) \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_ 号の利用登録の内容については、下記のとおり変更したいので、浜中町空き家バンク実施要綱第9条の規定により届出します。

移住希望の理由	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> セカンドハウス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 就業 (漁業・農業・林業・その他)			
希望する空き家	空き家番号 ( )			
居住予定の家族構成	氏 名	続柄	年齢	職 業
希望する条件	<input type="checkbox"/> 賃貸希望 希望賃料 _____ 円/月 <input type="checkbox"/> 購入希望 希望価格 _____ 万円			
	希望する地域	霧多布・茶内・浜中・その他・特になし		
	間取り	DK・LDK		
	駐車場	有 (      台) ・ 無		
	家庭菜園	有 (      m <sup>2</sup> ) ・ 無		
	その他			
その他特記事項				

※浜中町は、契約等に一切関与しません。

※申込に関する個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

別記様式第9号（第10条関係）

浜中町空き家バンク利用登録抹消願

年 月 日

浜中町長 様

氏 名 印

登録番号第 号の浜中町空き家バンク利用登録については、下記の理由により抹消したいので、浜中町空き家バンク実施要綱第10条第1項の規定により届出します。

登録抹消の理由	
---------	--

別記様式第10号（第10条関係）

浜中町空き家バンク利用登録抹消通知書

年 月 日

様

浜中町長

印

登録番号第 号の浜中町空き家バンク利用登録の内容については、下記の理由により抹消したので、浜中町空き家バンク実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

登録抹消の理由	
---------	--

別記様式第11号（第11条関係）

浜中町空き家バンク交渉申込書

年 月 日

浜中町長 様

登録番号

氏 名

印

空き家の利用に係る交渉を希望するので、浜中町空き家バンク実施要項第11条第1項の規定により申し込みます。

希望物件番号 \_\_\_\_\_ 番

（注意事項）

- 1 浜中町では、情報紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借、売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行っていません。
- 2 申し込まれた個人情報、は、「所有者等」への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。
- 3 交渉の結果、売買契約又は賃貸契約が成立した場合は、浜中町空き家バンク実施要項第11条第5項の規定に基づき、成約報告書（別記様式第12号）及び当該契約の契約書写しを速やかに提出してください。

